

国民年金システム標準化ベンダー分科会

(第三回) 議事概要

日時：令和4年11月25日（金） 13：00～15：00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17 階（東京都千代田区丸の内 3－2－3）

出席者（敬称略）

（構成員）

長友 悟	株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長
深谷 瞬	株式会社TKC 住基・税務情報システム開発センター住民情報システム技術部 チーフ
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション 事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任技師

（オブザーバー）

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洸樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り
- (2) 機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点
- (3) 今後の進め方
- (4) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

(1) 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り

○ 10月27日に第2回ワーキングチーム（以下「WT」という。）、11月4日に第2回ベンダー分科会を開催し、標準仕様書改版に向けた進め方をご説明の上、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点①～⑤に沿って、業務及び機能帳票要件に対する論点について討議した。（事務局）

○ 論点①～⑤に対する討議結果は次のとおりである。

論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化－資格異動（種別変更）」については、WT及びベンダー分科会ともに事務局案のとおり、被保険者の資格に係る種別変更のうち、第3号→第1号の変更等は種別変更扱い、第1号→第3号への変更等は資格喪失扱いとして、それぞれ要件の考え方・理由を補足することとした。

論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化－資格異動（海外転出）」については、WTにおいて海外転出に伴う資格喪失の自動処理対応はしないという結論であったものの、ベンダー分科会において当該自動処理対応を利用している自治体があるとのことのご意見があったため、事務局にて機能要否を検討させていただく。

論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化－年金生活者支援給付金」については、ベンダー分科会において事務局案と異なり、住民基本台帳情報を住民記録システムより取得（確認）するだけでなく国民年金システムでも保持する必要性や、遡求時処理のために住民記録システム側の連携仕様を確認する必要性に関してご意見をいただいたため、事務局にて整理させていただく。論点②「各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲」については、ベンダー分科会において、各種一覧の抽出はEUC機能にて実現は可能であるものの連携に関する記載を精査すべきという意見があったため、事務局にて精査させていただく。

論点③「計算・判定を行う機能における要件の記載方針」については、WT及びベンダー分科会ともに、事務局案のとおり計算等に係る管理機能は実装せず、制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行うこととした。

論点④「事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する項目のシステム化範囲」については、WTでは討議未了であったため、第2回WT・ベンダー分科会後に行った事後照会の結果を踏まえて、本日討議予定である。

論点⑤「各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲」については、WTにおいて、要件追加の必要性を精査すべきという意見があったため、事務局にて精査させていただく。以上が第2回WT及びベンダー分科会の振り返りとなる。ご質問等あればお伺いしたい。（事務局）

○ 「資料1 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り」p3の論点①「各種業務及び機能要件に関する記載最適化－資格異動（海外転出）」については、海外転出時の資格喪失の自動処理を認めるか否かを今後検討する理解でよいのか。（構成員）

○ 第2回WTでは海外転出時の資格喪失について自動処理対応はしないと結論づけたが、ベンダー分科会では自動処理の実績があるというご意見があったため、当該機能を具備しなければ業務に支障が出る自治体も存在すると考えられる。従って、自動処理機能は具備するように仕様書に反映する。なお、当該機能を利用するか否かはシステム導入時に各自治体が判断するものとする。この整理で良いかについては、改めて皆様にお諮りする。（事務局）

○ 自動処理機能の要件種別は「必須」「オプション」のどちらになるのか。（構成員）

- 自動処理機能は「オプション」とするのが適切であると考えている。(事務局)
- 論点⑤「各種処理条件に関する記載の標準仕様書上の取り扱い及び要件化範囲」について「事業者として特段の要望無し」と記載されているが、第2回ベンダー分科会において「任意の項目」という記載について内容を具体化してほしい旨の要望を挙げているので、記載を修正頂きたい。(構成員)
- ご指摘のとおり記載を修正させていただく。(事務局)

(2) 機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点

- [機能・帳票要件における論点④：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲] 標準仕様書 1.0 版では受付処理簿の管理項目を明記していないことにより、「返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるため、必須化する」「手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい」というご意見をいただいている。これらを踏まえ、事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目を確認させていただきたい。なお、第3回WT及びベンダー分科会に先立ち、受付処理簿の現状運用について自治体構成員に事前照会を実施した結果、うち4団体からは、「受付処理簿」の記載項目は全て必須項目、且つ事務処理基準第4条の(1)～(6)に記載のある項目及び(7)その他必要な事項として同条以外において記載が求められている項目すべてを標準仕様書に追記する対応で良いとの回答が得られた一方、その他1団体からは、「受付処理簿」の記載項目は標準仕様書上に定義すべきでないとの回答が得られた。また、現状の「受付処理簿」の運用において「システムにて管理している項目」及び「システム以外にて管理している項目」についても照会を行った。これらを踏まえ、事務処理基準に記載のある項目は標準仕様書に追記するべきというのが事務局案である。なお、第2回WTでは、各項目の定義を明確にしたうえで、管理が必要な項目について再度協議することとした。(事務局)
- 「資料2 機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点討議」p8の構成員の運用欄について確認したい。「○」の定義は「各自治体システムの入力・表示項目として存在するということ」なのか、それとも「システムとして入力・表示項目として存在するだけではなく、実際の運用として利用している」ということなのか。当社の顧客にて「資料2 機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点討議」p8の#11以降の項目を受付処理簿にて管理をしているケースをほとんど見かけないため、どのような定義で自治体構成員に確認を行ったのか教えてほしい。(構成員)
- 当該箇所は「システム上にて項目として管理しているか」という質問にて確認を行っており、「入力・表示項目として存在するだけなのか」「実際の運用として利用しているのか」についてまで確認していない。従って、追加確認を行い別途ご報告する。なお、受付処理簿として管理してはいないものの、それ以外の機能にて管理している項目も含まれている可能性があるため、受付処理簿で管理されているかどうか併せて追加確認することを考えている。(事務局)
- 「実際の運用として利用しているのか」について再確認することで、調査精度を高めて頂きたい。(構成員)
- 同箇所について、「○」が「受付処理簿として出力している項目」であるのかについても確認いただきたい。当社の顧客においても受付処理簿の作成機能についてご要望を頂戴したこ

- とが殆どなく、「受付処理簿」の作成機能を利用している自治体は全国的にあまりないと考えている。その点を踏まえると、標準仕様書（1.0 版）では受付処理簿に関する機能を「必須」要件としているが、要件種別の変更を考慮した検討が必要ではないかと考えている。（構成員）
- 受付処理簿として出力しているかどうかについても、併せて追加確認させていただく。「受付処理簿として項目の管理を行っていない」という自治体のご意見もある一方、法令上では作成を求められている状況であり、自治体における運用及び法令解釈を踏まえ整理させていただく。（事務局）
- 承知した。機能の可否を含めて精査いただきたい。（構成員）
- 頂いた意見を踏まえ、受付処理簿の作成機能の可否及び受付処理簿の項目レベルの運用状況を把握した上で判断すべきと理解した。事務局にて整理の上、再度皆様にお諮りさせていただく。（事務局）
- [機能・帳票要件における論点⑥：要件種別定義の基準] 第一回研究会にて「9 月以降の全国意見照会において「オプション」から「必須」に変更する要件の候補に対して自治体から要件変更の可否について意見を頂戴し、有効回答数の半数もしくは 3 分の 1 といった基準をもとに、要件種別を変更するという方法で行うのが良い」「数件の意見をもとに要件種別を「必須」に変更するというのは根拠が弱いと考えるため、他構成員のご提案のような方法のもと、明確な根拠を示してほしい」というご意見を頂戴している。これらご意見を踏まえ、事務局による改版に向けた対応案として、回答収集数を統計的に意味のある回答数である 385 件を目安にし、意見の取り込み基準として回答市区町村の半数を超える意見を採用とすることを考えている。なお、政令指定都市要件及び協力連携事務に関する要件については別途取り込み基準を整理させていただく。加えて、意見照会時には回答負荷を軽減するとともに、自治体への働きかけ等を通じ、回答数を確保することを予定している。また、第 3 回 WT 及びベンダー分科会に先立ち、意見照会結果の反映基準について構成員に確認した。照会結果は、事務局案の基準で問題ないというのが 3 自治体、事務局案の基準では問題があるというのが 2 自治体であった。なお、第 3 回 WT では事務局案に異論はなかったが、回答自治体の市区町村種別や人口規模に留意して意見の取り込み可否を判断することが重要との意見があった。（事務局）
- 回答収集数を 385 件と導出した計算式についてご教示いただきたい。（構成員）
- 詳細な計算式については別途お示しさせていただくが、回答比率を 0.5、標準誤差を 5%、信頼水準を 95% とした場合に必要な回答収集数を算出している。また、無限母集団を想定して算出した回答収集数であるため、照会対象の自治体 1,741 件を考慮すると収集すべき目安はもう少し減少すると考えている。（事務局）
- 意見照会において特定機能を「必須」とすることに賛成するかを確認した場合、自団体でその特定機能を利用する実務をしていなくとも、「必須」要件とすることに賛成する自治体はあると考える。従って、賛成をする場合は自団体で特定機能を利用する実務を行っていることを前提に回答するようにしていただきたい。なお、場合によっては、実務状況についてヒアリングを行う可能性もある旨を伝達いただいた方が正確な調査結果になるものとする。（構成員）
- 意見照会における実務を行っておらずとも賛成する自治体があるのではないかとのご指摘については、回答フォームを作成する際に考慮させていただく。なお、回答フォームを作成後に皆様にお示しさせていただく。（事務局）

- デジタル庁から一般財団法人全国地域情報化推進協会に対して実装類型についてのアンケートを実施している。このアンケートは「必須」要件を「オプション」要件に変更するための取り組みの一環であると認識している。一方で、「論点⑥：要件種別定義の基準」の議論は「オプション」要件を「必須」要件に変更するための取り組みである。これら2つの取り組みについて関係性をどのように考えれば良いかを確認したい。(構成員)
- 現在、デジタル庁にて実装類型に関して集中的に点検を行っている。この背景としては、「実装必須」機能が過剰・過大になりすぎているのではないかとのご意見がベンダーよりあったためである。なお、最終的には実装類型は各制度所管府省の判断にて決めるものとなる。ただ、デジタル庁で運用経費削減など全体最適を図るために提案をしたい。それを踏まえて各府省で検討いただくことになる。なお、今年度中の標準仕様書改版にて適用出来るように準備を行っている状況である。(オブザーバー)
- 「論点⑥：要件種別定義の基準」の議論は国民年金においてのみ検討をしているが、他事務も含めて統一的に検討をすべきであるのか、もしくは業務ごとに議論をすれば良いと考えているのかについてご見解をお伺いしたい。(構成員)
- 国民年金において「論点⑥：要件種別定義の基準」の議論があるのは、事務局の考え及び自治体・ベンダー等のご意見を踏まえ検討いただいているものであるため、国民年金事務に合わせて他事務においても同様に議論を必須とすべきものではないという認識である。なお、国民年金の検討を踏まえ、他事務へも展開する方が良いのではないかとのご意見があれば検討させていただく。ただし、システム標準化のスケジュール感もあるため、その兼ね合いも含めて検討させていただく。(オブザーバー)
- 「論点⑥：要件種別定義の基準」にて提示されている基準の適用はいつからになると考えれば良いのか。(構成員)
- 12月23日の第2回研究会にて標準仕様書改版を確定させ、1月に意見照会を実施する予定であるが、その際の基準として適用を考えている。(事務局)
- 意見照会は、第2回及び第3回WT及びベンダー分科会にて議論して変更した事項について照会するのか。それとも標準仕様書の全体について照会するのか。(構成員)
- 基本的には変更箇所についてご意見を伺う照会方法を想定している。なお、変更箇所以外へのご意見収集を否定するものではなく、それらご意見についても収集可能な形式にする想定である。(事務局)
- 事務局案に対して異論はない。(構成員)
- 皆様のご意見と同様であったため、他意見はない。(構成員)
- 事前照会にて回答させていただいたとおり、回答者の人口規模の分散度合について懸念がある。なお、先ほどの385件の回答を収集して回答自治体の種別や規模に偏りがなければ問題ないと考えている。(構成員)
- どのような回答方式とするかによって統計データは変更があるものとする。本年度の意見照会は二択で回答可能なものとするという認識で良いか。(構成員)
- 基本的には二択とする想定である。(事務局)
- 二択で回答可能な形式とした場合、「資料2 機能・帳票要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに対する論点討議」p9の「標準仕様書(1.0版)策定時における意見取り込み基準」の全てにおいて同様の基準と考えて良いか。(構成員)
- ご指摘頂いた箇所は「標準仕様書(1.0版)策定時における意見取り込み基準」であるため、当該基準については見直しを行う。また、意見照会は基本的には二択で回答可能な形式

- にし、「特定の要件の要件種別が「必須」で良いか」という確認方法となると考えている。なお、「特定の要件の要件種別が「必須」で良いか」という質問に対して、「No」という回答が半数以上を占める場合、当該要件を「オプション」「実装しない」のどちらの要件種別にするのかという判断については別途検討が必要と考えている。(事務局)
- 要件種別を「必須」とする基準によって意見照会の結果が異なると考えるため、当該基準について説明してほしい。例えば、「全ての自治体において必ず事務運用上利用する機能は、要件種別を必須とする」「政令指定都市において必ず事務運用上利用する機能は、政令指定都市向けにのみ必須であると考え、要件種別をオプションとする」などである。(構成員)
 - 要件種別「必須」というのはベンダーが製品に必ず具備する要件であるという旨を全自治体にご理解いただいた上で回答頂けるようにする想定である。(事務局)
 - 要件種別が「必須」の要件は事業者が製品に必ず具備しなければならないという理解はしているが、その伝わり方によって回答結果に変化があると思われる。一部の自治体しか利用しない要件の種別が「必須」になることは避けたい。(構成員)
 - また、アンケートの回答形式を「必須とする」「必須としない」という二択にした場合、バイアスから「必須とする」という回答が本来より多くなることも懸念されるため、「必ず利用する」「あれば、利用したい」「利用しない」の三択形式にすることも一案だと考えている。(構成員)
 - 二択ではなく三択とした場合、どの選択肢も半数以上選択されなかった場合に標準仕様書への反映の判断が困難になるものと考えている。従って、基本的に二択の回答形式を考えていた。なお、ご懸念点については十分配慮し、聞き方について考慮をした上で回答フォームを準備しお示しする。(事務局)
 - 自治体の担当者にとって要件種別を「必須」にしなければ、自団体の利用している機能が製品に具備されないのではないかと不安になり、「必須とする」という回答をされるようになると思うため、十分な説明が必要と考える。また、「必須とする」という回答理由について確認出来るようにし、回答結果を法的根拠に基づくものや人口規模によるものなど切り分けられるようにすべきと考える。(構成員)
 - ご指摘の事項についても考慮の上、回答フォームを準備しお示しする。(事務局)
 - [帳票詳細要件／帳票レイアウトにおける論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲] 令和3年度申し送り事項にて、オプション帳票として帳票要件（項目及びレイアウト）を定義し、標準仕様書改版に盛り込むことを予定しており、1.0版で定義対象外とした帳票について帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義する。なお、第3回WTでは事業者意見も踏まえ判断するべきではないかという結論となった。(事務局)
 - 標準仕様書1.0版においてレイアウトを示されていない帳票についてもサンプルとなる帳票は示して頂きたい。(構成員)
 - 標準仕様書1.0版において定義対象外とした帳票についても帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義していただいた方が良いため、異論はない。(構成員)
 - 受付処理簿については、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義しないのか。なお、要件種別が「必須」となる機能に紐づく帳票については帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義していただきたい。(構成員)

- 受付処理簿は紙等にて出力すべきものなのか、それともシステム上にて管理のみできていれば良いかを整理した上で、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義すべきか判断する。また、受付処理簿は内部帳票であるため、その点も踏まえて判断する。(事務局)
- システム標準化の趣旨を考えると、様式は統一すべきと考えるため、「1.0版における帳票詳細要件／帳票レイアウト定義状況」に記載の帳票について帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義いただきたい。また、「1.0版における帳票詳細要件／帳票レイアウト定義状況」に記載されている帳票以外にも様式の定義がされていない帳票があるため、別途事務局に意見出しさせていただく。(構成員)
- ご指摘の通り、システム標準化の趣旨を考え、基本的に様式は統一する方向性で検討を進める。統一する形式については、自治体及びベンダーのご意見等を参考に要件種別等の観点から、帳票の標準化範囲を整理させていただく。(事務局)
- 特定の機能の要件種別が「必須」「オプション」のどちらであろうとも、機能として定義している以上は当該機能に関連する帳票について帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義しなければ各ベンダーが製品を開発した際に帳票の様式が異なることになり、再度様式を統合する必要性が出てくる。従って、機能として不要であれば標準仕様書より削除すべきであり、機能として必要であるならば標準仕様書に記載の上、関連する帳票について帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義すべきである。(構成員)
- 標準仕様書 1.0版において定義対象外とした帳票についても帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義することに異論はない。なお、レイアウトを定義する対象帳票及び定義の時期をお教えいただきたい。(構成員)
- 議論しているオプション帳票は改版までに対応予定である。そのため第3回研究会にて帳票詳細要件及び帳票レイアウトをお示しする想定である。(事務局)
- 追加意見はない。(構成員)
- ご意見を総括すると、要件にて定義している帳票については帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義すべきであるという結論と考える。なお、構成員より別途頂くご意見も踏まえ、整理させていただく。(事務局)
- [帳票詳細要件／帳票レイアウトにおける論点③：各帳票様式の見直し基準] 現行の様式の日付・性別・配偶者・業務上要/不要な項目に対して「追加」「削除」等のご意見があったものの、システム上のインパクトや帳票の受け手である日本年金機構の状況などを加味し、中長期的な検討事項として反映見送りとさせていただく。なお、第3回WTでは事務局案のとおりとするという結論となった。(事務局)
- 申請書のレイアウト変更を標準化に合わせて行うこととなると、各自治体で標準化対応時期が異なることになる。従って、レイアウト変更は別途進めて頂きたいため、事務局案で問題ないとする。(構成員)
- 事務局案の通りで問題ない。(構成員)
- 事務局案の通りで問題ない。(構成員)
- 事務局案の通りで問題ない。(構成員)
- 事務局案の通りで問題ない。(構成員)
- 事務局案の通りで問題ない。(構成員)
- レイアウトの具体的な項目の変更に関する議論は来年度以降となる可能性もあるが、適宜整理を進めさせていただく。(事務局)

（３）今後の進め方

- 改版に向けて 10 月 27 日に第 2 回 W T、11 月 4 日に第 2 回ベンダー分科会を開催した。頂いた意見を整理の上、12 月 23 日に第 2 回研究会にて標準仕様書改版案をお示したいと考える。その後 2023 年 1 月に意見照会を実施し、照会結果に基づき標準仕様書改版の最終案を作成する。2 月下旬の第 3 回研究会にて標準仕様書改版の最終案を確定させ、標準仕様書改版をデジタル庁にも共有を行い、他事務の標準仕様書との横並び調整を行う。（事務局）
- 第 2 回研究会では、第 2 及び 3 回 W T 及び第 2 及び 3 回ベンダー分科会の討議結果を確認した後、標準仕様書改版案の策定に向けた最終討論を行うとともに、意見照会の進め方について確認する想定である。なお、標準仕様書改版案については、これまでの W T 及びベンダー分科会で討議を進めてきた事項に加え、討議事項外の要対応事項についても順次反映させていただく。（事務局）
- 「資料 3 今後の進め方」 p5 において第 2 回研究会の議事として「意見照会の進め方」が記載されているが、この「意見照会の進め方」を議論するにあたり、構成員に事前照会していただきたい。（構成員）
- 意見照会資料を作成した上で、構成員に事前照会させていただく。（事務局）

以上